

雇児発 0930 第 12 号
平成 26 年 9 月 30 日
雇児発 0410 第 18 号
平成 27 年 4 月 10 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

ひとり親家庭等生活向上事業の実施について

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律(平成 26 年法律第 28 号)により、母子及び寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号)が改正され、母子家庭生活向上事業及び父子家庭生活向上事業並びに寡婦生活向上事業が創設されたことに伴い、別紙「ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱」を定め、平成 26 年 10 月 1 日から適用することとしたので、本事業の適正かつ円滑な実施を図られたく通知する。

都道府県知事におかれては、貴管内の市町村(特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。)に対する周知につき配慮願いたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 15 年 6 月 18 日雇児発第 0618005 号「ひとり親家庭生活支援事業の実施について」は廃止する。

(別紙)

ひとり親家庭等生活向上事業実施要綱

第1 目的

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、児童の養育や健康面の不安など生活の中に多くの問題を抱えている。また、こうした家庭の児童は、親との死別、離別という事態に直面し、精神的にも不安定な状況にある。

このため、親自身が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図り、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の地域での生活を総合的に支援することを目的とする。

第2 定義

- (1) この通知において、「ひとり親家庭等生活向上事業」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条の5に規定する母子家庭生活向上事業及び同法第31条の11に規定する父子家庭生活向上事業並びに同法第35条の2に規定する寡婦生活向上事業をいう。
- (2) この通知において、「ひとり親家庭」とは、母子家庭及び父子家庭をいう。
- (3) この通知において、「ひとり親家庭等」とは、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦をいう。
- (4) この通知において、「養育者家庭」とは、父母のない児童が養育者（祖父母等）により養育されている家庭をいう。

第3 実施主体

実施主体は、都道府県（指定都市及び中核市を含む。以下同じ。）又は市町村（特別区を含み指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO等（以下「事業実施団体」という。）に委託することができる。

第4 事業の内容等

この事業は、次の1から5の事業について、地域の実情に応じて選択実施できるものとする。

1 ひとり親家庭等相談支援事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は自身や児童の健康管理など様々な面において困難に直面すること

となる。

そのような困難を解決し、ひとり親家庭等の自立を支援するため、ひとり親家庭等の相談に応じ、必要な助言・指導を行うとともに、各種の行政支援策等の情報の提供等を実施するものとする。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 相談に応じる者（以下「相談員」という。）にはひとり親家庭等からの相談に対して適切な助言、指導等ができる者を選定すること。

イ 相談員は、育児や家事、精神面・身体面の健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言・指導や各種支援策の情報提供を行うほか、必要に応じて、より専門的な相談機関や各種支援策の担当者等への取り次ぎ等を行うこと。

また、必要がある場合には、本人の同意を得た上で、母子・父子自立支援員や母子家庭等就業・自立支援センターに相談者について情報提供を行うこと。

なお、生活一般に係る相談以外の相談についても、関係機関の連絡先を情報提供するなど必要な支援を行うこと。

ウ 相談の実施にあたっては、相談者の来所による相談のほか、必要に応じて出張相談や訪問相談、電話相談などの方法も活用するほか、平日夜間や土日祝日においても相談に応じることのできる体制を整える等ひとり親家庭等の生活実態やニーズを踏まえて実施すること。

エ 効果的な相談支援等を行うため、地域における子育て支援や就学支援等のひとり親家庭等の自立支援に活用できる施策・取組の把握に努めること。また、必要に応じた円滑な各種支援・取組への取り次ぎが可能となるよう、各支援・取組の関係部署・機関との連携を図ること。

オ 相談内容・助言等の内容をまとめた相談記録を作成・保管するなど効果的・効率的な実施に努めること。また、相談により得た情報の取扱については、機密保持の十分に配慮すること。

カ 必要に応じて相談を受けているひとり親家庭の児童を相談中に預かる託児サービスを実施すること。

(ア) 託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ) あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ) 児童に対して補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。

(エ) 補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

2 生活支援講習会等事業

ひとり親家庭等は、就業や家事等日々の生活に追われ、児童のしつけ・育児又は母親や児童の健康管理などが十分に行き届かない面があることから、各種生活支援講習会を開催するものとする。また、ひとり親家庭等が利用しやすいよう講習会・相談を実施する際、必要がある場合には児童を預かる託児サービスを併せて提供するものとする。

(1) 事業内容

ア 生活支援講習会

生活支援講習会の講習種目は、ひとり親家庭等の生活指導を行うために必要な、次の講習とする。

- (ア) 児童のしつけ・育児に関する講習
- (イ) 養育費の取得手続に関する講習
- (ウ) 健康づくりに関する講習
- (エ) その他、地域において必要と認める講習

イ 生活相談

- (ア) 各種講習終了後、1のひとり親家庭等相談支援事業の相談員等を活用し、当該講習で取り扱われた分野に知識・経験を有する者による個別相談を実施する。
- (イ) 個別相談を実施した場合には、相談記録を整備しておくこと。また、必要な場合には、本人の承諾を得て母子・父子自立支援員等関係者に情報提供しておくこと。

ウ 託児サービス

必要に応じて、生活支援講習会、生活相談を受けているひとり親家庭の児童を講習会や相談中に預かる託児サービスを実施する。

(2) 対象者

ひとり親家庭等を対象者とする。

(3) 実施方法等

ア 生活支援講習会

講習内容は、講習を受講することにより受講者の自立につながると認められるものとする。

イ 生活相談

- (ア) 生活相談に応じる者は、生活支援講習会の講習内容に関し知識・経験を有し、適切な助言・指導をすることができる者を選定すること。

(イ)生活相談にあたっては、相談者の状況に応じて適切な助言を行うとともに、必要に応じて関係機関と連絡を密にすること。

(ウ)生活相談により得た情報の取扱いについては、機密保持に十分に配慮すること。

ウ 託児サービス

(ア)託児サービスを行う場合には、利用者の利便性を考慮し、児童数等に応じた設備を有する適切な場所を確保すること。

(イ)あらかじめ利用条件等について定め、利用者への周知を図ること。

(ウ)児童に対して補食等を提供する場合は、衛生管理等十分に配慮すること。

(エ)補食等を提供した場合は、利用者に実費負担を求めることができるが、その場合はその根拠を明確にしておくこと。

3 児童訪問援助事業（ホームフレンド事業）

(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、親との死別・離別等により心のバランスを崩し、不安定な状況にあることから、心の葛藤を緩和し、地域での孤立化を防ぎ、新しい人間関係を築くなどの援助を必要としている。

そこで、ひとり親家庭の児童が気軽に相談することのできる大学生等（以下「児童訪問援助員（ホームフレンド）」という。）を児童の家庭に派遣し、児童の悩みを聞き、心の支えとなるとともに、生活面の指導を行う。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

なお、必要に応じ、養育者家庭の児童も対象とすることができる。

(3) 実施方法等

ア 派遣対象家庭名簿の作成等

(ア)本事業の実施にあたっては、派遣を希望するひとり親家庭の申請によりあらかじめ派遣対象家庭名簿を作成しておくこと。

(イ)また、派遣対象家庭名簿の適正な管理等に努めること。

イ 児童訪問援助員（ホームフレンド）の登録等

(ア)児童訪問援助員（ホームフレンド）には、ひとり親家庭の児童の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者を選定し、登録すること。

(イ)派遣対象家庭名簿に登載されている家庭から児童訪問援助員（ホームフレンド）の派遣の申し出があった場合には、登録された児童訪問援助員（ホームフレンド）の中から適当な者をその家庭に派遣するこ

と。

(ウ)当該児童訪問援助員（ホームフレンド）に対し、派遣先の家庭の状況など必要な説明を行った上で、派遣すること。

ウ 実施方法等

(ア)児童訪問援助員（ホームフレンド）は、児童の良き理解者として児童に接し、相談に応じるとともに、生活面での指導を行うこと。

(イ)派遣は、1日又は半日を単位とし、1回の派遣に要する時間は、それぞれ、概ね8時間又は4時間以内とすること。

(ウ)派遣日数は、当該児童の状況を勘案して決定すること。

(エ)児童訪問援助員（ホームフレンド）は、活動状況について派遣のつど事業実施団体に報告すること。

(オ)児童訪問援助員（ホームフレンド）その他この事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ)事業実施団体は、児童を担当している児童訪問援助員（ホームフレンド）に対して指導・監督を行うとともに、専門機関の協力を求め、必要な助言を行うこと。

4 学習支援ボランティア事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭の児童は、精神面や経済面で不安定な状況におかれることにより、学習や進学への意欲が低下したり、十分な教育を受けられず、児童の将来に不利益な影響を与えかねない。

このため、ひとり親家庭の児童の学習を支援したり、児童から気軽に進学相談等を受けることができる大学生等のボランティア（以下「学習支援ボランティア」という。）を児童の家庭に派遣する。

(2) 対象者

ひとり親家庭の児童を対象とする。

なお、必要に応じ、ひとり親家庭の親及び養育者家庭の児童も対象とすることができる。

(3) 実施方法等

ア コーディネーターの配置

事業実施主体等は、本事業の実施に当たり、学習支援ボランティアの募集・選定、教材の作成、派遣調整等の管理を行うコーディネーターを配置すること。

イ 名簿の作成等

(ア)本事業の実施に当たっては、あらかじめ、派遣を希望するひとり親

家庭の申請により登録する派遣対象家庭名簿及び学習支援ボランティアとして選定された者を登録する学習支援ボランティア名簿を作成しておくこと。

(イ) 事業実施主体等は名簿の適正な管理等に努めること。

ウ 学習支援ボランティアの募集及び登録等

(ア) 学習支援ボランティアは、ひとり親家庭の児童等の福祉の向上に理解と熱意を有すると認められる者であって、児童等に対して適切な学習支援ができる者を選定し、名簿に登録すること。

学習支援ボランティアは、ひとり親家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者（ひとり親家庭で育った者やひとり親家庭の支援に携わり支援の経験や知識を有する者など）が望ましい。

また、必要に応じ、学習支援ボランティアに対し、ひとり親家庭の児童等に対する学習支援に係る研修を実施すること。

(イ) 名簿への登録の際には、支援可能な教科や学年等必要な内容も併せて登録すること。

(ウ) 事業実施主体等は、学習支援ボランティアの募集について、近隣の大学等の協力を求めること。

エ 実施方法等

(ア) 派遣対象家庭名簿に登録されている家庭から学習支援ボランティアの派遣の申し出があった場合には、依頼された教科や児童等の学力等から、適切な学習支援ボランティアをその家庭に派遣すること。

(イ) 学習支援ボランティアは、ひとり親家庭の児童が抱える特有の不安やストレスにも配慮しつつ児童等に対し懇切な学習支援に努めるとともに、児童等の良き理解者として進学相談等に応じること。

(ウ) 派遣時間、日数、頻度等は、児童等の状況を勘案して決定すること。

(エ) 学習支援ボランティアは、活動状況について、派遣のつど事業実施主体等に報告すること。

(オ) 学習支援ボランティア、その他当該事業の関係者は、相談内容等について、秘密保持に十分配慮すること。

(カ) 母子生活支援施設や児童養護施設、公共施設等を活用し、学習塾形式により学習支援を実施することも可能とする。

(キ) 近隣に大学等がなく、大学生等を確保する上で特に困難な事情がある場合には、e-ラーニング形式など、情報通信ネットワークを活用した学習支援を実施することも可能とする。この場合、ウ(ア)に留意し、ひとり親家庭の児童が抱える特有の不安やストレスに配慮できる者をウ(ア)の名簿に登録し、立ち合わせること。

(ク) 必要に応じ、児童に対して補食等を提供すること。なお、補食等を提供する場合は衛生管理等十分に配慮すること。

5 ひとり親家庭情報交換事業

(1) 事業内容

ひとり親家庭になって間もない家庭は、生活環境の変化が著しく、親自身が生活の中で直面する問題にひとりで悩み、精神面でも不安定な状況にある。こうしたひとり親家庭が定期的集い、お互いの悩みを打ち明けたり相談し合う場を設け、ひとり親家庭の交流や情報交換を行うとともに、共助の精神を養い、早期自立のための意欲の形成と家庭生活の安定を図るものである。

(2) 対象者

ひとり親家庭を対象とする。

(3) 実施方法等

ア 事業実施団体は、事業の実施するにあたり適切な指導者を配置し、活動支援を行うこと。

イ 指導者は、次のような方針に基づいて指導にあたること。

(ア) 個人の課題の把握と解決に向けた力量形成

(イ) 自己実現のための自己変革への意欲の高揚

(ウ) 良好な人間関係の形成への支援

(エ) 個人の主体性や自主性を尊重するとともに、適切なグループワークを通じて、能率的な活動ができるような支援

ウ この事業は、児童館等既存の施設を積極的に活用して実施すること。

第5 関係機関との連携等

都道府県及び市町村は、この事業を実施するに当たっては、あらかじめ、ひとり親家庭等に対し、事業の趣旨の徹底を図るとともに、常に母子・父子自立支援員、民生委員・児童委員、母子・父子福祉団体、母子生活支援施設、福祉事務所等の関係機関との連携を密にするものとする。

第6 国の補助

国は、都道府県が実施する事業及び市町村が実施する事業に対し都道府県が補助する事業について、別に定めるところにより補助する。